

南島原市人権教育・啓発基本指針

南 島 原 市
平成 3 0 年 3 月

【目次】

第1章 基本指針の策定にあたって	
1 基本指針策定の目的	1
2 基本指針の性格	1
3 基本的な理念	1
第2章 基本指針の考え方	
1 基本目標	1
2 基本方針	1
第3章 人権教育・啓発の推進	
1 様々な場における人権教育・啓発	2
（1）学校	2
（2）家庭、地域	3
（3）職域	3
2 特定職業従事者における人権教育・啓発	3
（1）市職員	3
（2）教職員	4
（3）消防署員	4
（4）医療関係者	4
（5）福祉・保健関係者	4
（6）マスメディア	4
第4章 人権問題の課題と施策	
（1）女性に関する問題	4
（2）子どもに関する問題	5
（3）高齢者に関する問題	5
（4）障害者に関する問題	6
（5）同和問題	7
（6）外国人に関する問題	7
（7）犯罪被害者等に関する問題	8
（8）インターネット社会に関する問題	8
（9）性的マイノリティに関する問題	8
（10）様々な人権問題	9
①原爆被爆者に関する問題	
②H I V感染者等	
③ハンセン病患者等	
④刑を終えて出所した人	
⑤災害時における人権	
第5章 基本指針の推進体制	
1 本市の推進体制	10
2 国や県などの関係機関との連携	10
3 基本指針の見直し	10

第1章 基本指針の策定にあたって

1 基本指針策定の目的

地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」第5条の規定により、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとなっています。

このため、本市は、南島原市総合計画に定める「人権尊重・男女共同参画のまちづくり」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めることを目的として、「南島原市人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定します。

2 基本指針の性格

この基本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、かつ、南島原市総合計画に定める「人権尊重・男女共同参画のまちづくり」の実現を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進する施策とします。
- (2) 本基本指針は、南島原市の様々な施策における諸計画等に対して、人権教育・啓発に関する基本指針としての性格を有するものです。施策の推進に当たっては、この基本指針の趣旨を踏まえ、常に人権の視点を持って取り組むものとします。
- (3) 南島原市内の公共的団体、企業、地域等で活動する民間の諸団体においても、この基本指針の趣旨を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待します。

3 基本的な理念

人権を侵害する様々な問題が生じている現状をかながみて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本指針の理念とします。

第2章 基本指針の考え方

1 基本目標

本基本指針では、「人権について正しく理解し、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の能力と特性が十分に発揮できる人権共存の社会」を築くことを目標とします。

2 基本方針

市民一人ひとりが人権尊重を自らの課題として、あらゆる機会を通じ、また、生涯にわたって人権教育に参加できる効果的な人権教育・啓発を推進します。

- (1) 国、県、企業・団体、人権擁護委員等と連携し、学校や家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- (2) 生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえた人権教育・啓発を推進します。特に、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の育成に努めます。
- (3) 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。

- (4) 市民一人ひとりの人権尊重の実現に深い関わりを持つ市職員、教職員、消防署員、医療関係者、福祉・保健関係者等に対する人権教育を推進するとともに、市民生活を営む上で大きな影響力を持つマスメディアにおいても自主的な人権教育の取組を求めます。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 様々な場における人権教育・啓発

(1) 学校

①現状と課題

家庭や地域における教育力を補完するうえで、学校の果たす役割は大きく、学校における人権教育は極めて重要です。

学校においては、様々な人権問題に対して、本質を正しく理解し、具体的な対策や行動を示唆する人権教育を推進していきませんが、今後、より効果的な教育を行うために、児童・生徒の実態を踏まえた心の教育や、人権教育・研修内容の充実を図ることが必要です。

②具体的方策

本市は、「南島原市教育振興基本計画」を策定し、各学校は人権問題について正しい理解と実践を図るために、人権教育の充実に努めます。

ア 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通して、人権に対する正しい知識を身に付け、自他を大切に思う心や態度を養い、集団生活の中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

イ 人権問題に関する教育活動の充実

学校や地域の実情を踏まえ、各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、すべての教育活動を通じて人権問題についての正しい理解を身に付け、人権感覚を高め、自他ともに大切にし、様々な場面で思いやりの気持ちをもって行動ができるように努めます。

ウ 人権教育の内容の充実

各小・中学校では、これまでの人権教育の中で培われてきた手法、成果及び課題を踏まえながら、さらに人権教育の内容の充実に努めます。

エ 研修内容の充実

教職員自ら豊かな人権感覚を培い、教職員としての資質の向上を図るため、人権教育に関する研修の充実に努め、自校の実態に応じた効果的な研修に努めます。

オ 教育相談の充実

児童・生徒が抱える諸問題や個別の人権に関わる悩みを発見し、早期に解決する体制づくりを図るなど、より良い集団生活が送れるように努めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談の場を設け、幅広く児童・生徒や保護者の悩みに対応します。

カ 一人ひとりの状況に対応した教育の推進

児童・生徒の学力を保障するため、基本指針の定着を図り、きめ細かな学習指導を行います。

キ 情報モラル教育の推進

電子掲示板やホームページに匿名性を悪用した人権侵害事例が増加しています。学校では児童・生徒や保護者等に対して、情報モラルやルールについての教育を進めます。

(2) 家庭、地域

①現状と課題

あらゆる場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権問題についての正しい理解を図り、認識を育て、学校はもとより、家庭、地域が一体となって人権尊重の社会づくりを推進していくことが求められています。

②具体的方策

ア 県民運動である「ココロねっこ運動」のさらなる普及と実践を推進します。

イ 人権問題に関する啓発講演会や講座、企業を対象とした研修会、啓発パンフレットの配布等の取組を継続して実施します。

ウ 人権に関する視聴覚教材の整備・充実に努め、人権教育・啓発のため有効活用します。

エ 地域で活動している指導者などを対象に、地域と連携した組織づくりを進め、地域での人権教育を推進していく人材育成に努めます。

オ 公民館講座の開催など、社会教育の充実に努め、一生涯を通じた人権教育を推進します。

(3) 職域

①現状と課題

企業や団体は自らに課せられた社会的責任を踏まえ、男女の雇用機会均等や職場における各種ハラスメントの防止などに対処し、常に人権尊重を意識した行動に努めなければなりません。

②具体的方策

ア 各種人権教育・啓発研修会や講演会への企業等の参加を求め、人権意識の高揚に努めます。

イ 企業等が人権教育・啓発のための社内研修を実施する場合は、講師の紹介や教材等の提供などの支援を行います。

ウ 広報紙やホームページ等による情報発信を通じて、企業等における人権啓発活動に努めます。

2 特定職業従事者における人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に当たっては、市職員、教職員、消防署員等、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

研修プログラム、研修教材の充実に努め、様々な人権問題を正しく理解し、正しい人権感覚を培う研修等を継続的に行うことが重要です。

(1) 市職員

行政を担う職員は様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を培うことは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要です。

今後も、職員の人権意識の涵養に努め、人権尊重の視点に立った適切な対応ができるよう人権研修等を計画的に実施します。

(2) 教職員

教職員は、人権教育を通じて、児童・生徒に豊かな人間性、人権を尊重する心情を培っていくことも使命のひとつです。今後も様々な人権問題について、正しい知識と実践力を身に付けるため、教職員の各種研修会への参加、各学校での校内研修の実施を推進します。

(3) 消防署員

消防署員は、市民の生命、身体、財産を守るうえで、人権にことさら深い関わりがあります。常に人権意識を持って行動ができるよう、人権教育研修を推進します。

(4) 医療関係者

様々な患者と日々接する医療関係者が、患者等の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセントの理念の理解や患者等の立場に立った対応の向上のため、今後も人権意識を一層向上させるよう、医療機関に対し人権教育の推進と充実を図ります。

(5) 福祉・保健関係者

福祉・保健関係者は、高齢者、子ども、障害のある人等に常に接しており、対象者の日常生活に密着した職務に携わります。対象者の個人情報保護、公平な処遇の確保等に努め、対象者の人格の尊重が確保されるよう人権教育研修の充実を求めます。

(6) マスメディア

新聞、テレビ、ラジオなどの情報媒体を扱うマスメディアは、市民の意識形成や価値判断に大きな影響力を持っています。人権尊重の社会を形成するために自主的な人権教育の取組を求めます。

第4章 人権問題の課題と施策

(1) 女性に関する問題

①現状と課題

近年、女性を取り巻く環境が大きく変化し、女性自身の生き方や暮らし方なども急速に変わりつつあります。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会制度、慣習が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。また、ドメスティックバイオレンスも社会問題化しています。

このような課題を解決するには、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、男女が共に子育てなどの家庭生活における活動に積極的に参画することが必要です。

②具体的施策の方向

南島原市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

ア 能力・個性を育てる家庭教育の推進、男女共同参画意識を高める学校教育・幼児教育の推進及び学習機会の提供を図ります。

- イ あらゆる分野への男女共同参画社会の実現を目指し、以下のことに取り組みます。
 - (ア) 施策・方針を策定するための審議会等への女性の参画を促進します。
 - (イ) 家庭生活及び地域社会での男女共同参画を推進します。
 - (ウ) 雇用における男女平等を促進し、多様な就業形態に応じた労働環境の改善を図ります。
- ウ 健康で安心して暮らせる環境づくりを目指し、以下のことに取り組みます。
 - (ア) 母性保護・母子保健の充実、健康づくりの支援及び男女間における精神的・肉体的暴力の防止を図ります。
 - (イ) 子育て支援の充実、介護のための社会支援の充実、高齢者・障害者（児）の生活安定と自立支援及びひとり親家庭の生活安定と自立支援を図ります。

(2) 子どもに関する問題

①現状と課題

近年、子どもたちの生活・教育環境は大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能の低下、非行問題など、憂慮すべき多くの課題があります。特に子どもに対する虐待は深刻で、身体的虐待のみならず心理的虐待やネグレクトなどその態様は様々です。

このため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携を深めて子どもを支えていくことが重要です。また、次代を担う子どもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

②具体的施策の方向

社会全体で子どもの発達と子育て支援を行う環境づくりを推進します。

ア 放課後児童クラブや地域子育て支援センターとの連携など、地域住民自らが子育てを支援し、地域全体で子どもの成長を見守る体制や市民意識の醸成を図ります。

イ 「ココロねっこ運動」を推進し、社会全体で子育てを支える意識の啓培に努めます。

ウ 学校、児童福祉施設、行政などの連携により、児童虐待の早期発見、再発防止等に努めます。

エ 子どものインターネットの利用に伴う問題については、学校において児童・生徒に対し、情報化社会における正しい知識や判断力と、犯罪に巻き込まれない対策やセキュリティの知識等を身に付ける情報モラル教育に努めます。

オ 有害環境の浄化については、市内に設置する白ポストでの有害図書回収や、書店、コンビニエンスストア、薬局等への立入調査による補導活動を推進します。

(3) 高齢者に関する問題

①現状と課題

本市の高齢者の人口割合は 36.3%と、全国平均と比較すると 9.7 ポイント、県と比較すると 6.7 ポイント（総務省統計局「平成 27 年国勢調査結果」）高く、今後ともこの傾向はさらに顕著になることが予想されます。

その結果、寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者の増加等が懸念され、また、高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待など、高齢者の人権侵害に関する問題は深刻化しています。

さらに、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持った生活を送るためには、高齢者と若者の間の互助精神も大切です。そこで、このような現状を踏まえて、次の取組を推進します。

②具体的施策の方向

ア 老人クラブ活動やボランティア活動、世代間・地域間交流等を推進し、シルバー人材センター等の活用を支援します。

イ 高齢者の自立支援のために、介護保険制度との整合性のもと在宅サービスの拡充を図り、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員など関係機関との連携を深めます。

ウ 高齢者の自立や社会参加のため、公共施設などのバリアフリー化を促進するとともに、生活関連施設のユニバーサルデザイン化や、高齢者等に配慮した交通弱者対策を推進します。

エ 保健・福祉・医療等の連携による「認知症」や「寝たきり」についての予防・相談・治療・介護等の支援対策を総合的に推進します。

要介護高齢者が地域社会の一員として生き生きと暮らすために地域の理解を深め、地域における教育・啓発活動を進めていきます。

さらに、災害が発生する恐れがある場合に、災害弱者としての高齢者の的確な避難所誘導を地域一体となって取り組みます。

オ 認知症など的高齢者を保護支援する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の制度について啓発を行います。

また、認知症徘徊高齢者等の安全を確保し、家族の不安を軽減するため、地域の民生委員や警察などと連携した支援体制を整えることに努めます。

カ 生涯学習の充実

高齢者が生きがいと健康づくり、趣味や教養などの学習活動・社会奉仕などの活動に気軽に参加できるよう高齢者のニーズや経験に応じた講座等の提供等に努めます。

(4) 障害者に関する問題

①現状と課題

平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）」が全面施行され、さらに、長崎県においては、法の施行に先立ち、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行されています。

障害のある人への合理的配慮と、障害のある人とない人との間に不均等な待遇を行わないことなどが求められています。しかし、地域社会には依然として障害者への偏見などが存在しており、今後も障害者が自立した生活を送るためには、障害者及び障害者関係団体への支援や、地域住民との交流を図り、相互理解を深めていくことが必要です。また、その他にも、在宅生活の継続を支援するための施策の充実や、日常生活を援助するためのサービスの利用率の向上という課題が残されています。

②具体的施策の方向

ア 障害の有無にかかわらず、誰もが当たり前で暮らせる社会を実現するノーマライゼーションの理念を普及します。

イ 家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで障害者への偏見や差別を解消し、正しい理解を深めていくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動の促進を図ります。

ウ 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知に努め、行政をはじめ、学校、企業・団体、及び市民が法や条例の趣旨を遵守した取組の推進を図ります。

(5) 同和問題

①現状と課題

同和問題の解消に向けてこれまで培ってきた啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題のひとつとして、今後も積極的に同和教育・啓発を推進していかなければなりません。

特定の地区出身者であることを理由とした結婚差別や就職差別、及びインターネットを通じた差別事象などが現在も発生していますが、学校教育や生涯学習の場での教育や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を一層進める必要があります。

②具体的施策の方向

ア 「人権・同和問題啓発強調月間」や「人権週間」を中心として、関係団体と連携した啓発活動を実施します。

イ 学校や地域の実情を踏まえ、児童・生徒の発達段階などに配慮しながら、すべての教育活動を通じて、学校教育における効果的な人権・同和教育を進めます。また、計画的な職員研修を実施し、児童・生徒への指導力の向上に努めます。さらに、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てることで、人権尊重の意識を家庭や地域に浸透するよう努めます。

ウ 人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育関係団体と連携を密にし、社会教育関係団体等を対象に人権・同和問題に対する研修会を開催します。また、人権・同和問題についての学習を各種講座や学校教育に計画的に位置づけることを働きかけるよう努めます。

(6) 外国人に関する問題

①現状と課題

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などの様々な人権問題が発生しています。これらの偏見や差別意識は、国際化の進展などにより、外国人に対する理解が進み、改善の方向に向かっていますが、未だに外国人差別につながる問題が存在しています。

長崎県は、古くから近隣諸国との交流が盛んな土地柄であり、多くの外国人旅行者等が長崎県を訪れています。南島原市においても外国人労働者や観光客の増加が見込まれます。このような状況から、国籍や人種の異なる人たちの文化や言葉、習慣などを認め合い、共に暮らし、受け入れる環境、地域づくりが求められています。

②具体的施策の方向

ア 諸外国の人たちとの交流の機会を創出して、国際感覚豊かな人材の育成と文化が共有できるまちづくりを推進します。

イ 地域社会において、標識、案内板、公共施設等における外国語表記を促進し、地域情報や災害情報などの情報発信を進め、本市に在住する外国人が暮らしやすく、また、観光で訪れる外国人に対しては、ホームページやパンフレットの外国語表記などの受け入れづくり、訪れやすいやさしいまちづくりに取り組みます。

(7) 犯罪被害者等に関する問題

①現状と課題

本市における刑法犯の認知件数（警察署に被害届があった件数）は、91件（長崎県統計年鑑・平成27年度）であり、社会全体で犯罪被害者等を支援する仕組みが進められています。

市民一人ひとりが、犯罪被害者の心情や立場を理解し、社会的な課題として取り組む必要があります。

②具体的施策の方向

ア 警察機関等との連携を密にし、犯罪被害者への総合的な支援を行います。また、犯罪被害者の心情を理解し、社会的な人権問題としての認識を深めるための広報啓発活動を進めます。

イ 犯罪被害者の相談支援については、NPO法人長崎被害者支援センターや法テラスなど関係機関との相談業務の連携を深め、問題の早期解決に努めます。

(8) インターネット社会に関する問題

①現状と課題

インターネットの利便性の一方に存在する危険性について理解を深め、その活用の方法、情報モラル、自制心の育成など基本的な資質の向上が求められています。

②具体的施策の方向

ア インターネットによる人権侵害に対しての相談体制を構築し、法務（支）局や県など関係機関との連携・協力を図り、問題の適切かつ迅速な解決に努めます。

イ 学校教育の情報教育の中で、情報モラルについての教育を計画的に実施します。また、家庭や地域に対しても情報モラルやルールについての啓発を進め、適切なインターネットの利活用を促します。

ウ 個人情報の適切な管理運用を図るために市職員の意識向上に努め、事業者が個人情報を適切に取り扱うよう個人情報保護制度の啓発に取り組みます。

(9) 性的マイノリティに関する問題

①現状と課題

性的マイノリティとは、からだの性と心の性が一致しない、あるいは違和感を持っているといった性同一性障害の人や、同性愛者、両性愛者など、性に関して少数派の人たちの総称です。

このような人たちは少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

性的マイノリティについて正しい理解や認識を深めるために、これまで啓発資料の配布や研修会等を行ってきましたが、性的マイノリティの存在は未だに市民に十分に認識されていません。

②具体的施策の方向

ア 地域社会や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等との連携により、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く市民へ教育・啓発を進めていきます。

イ 教職員に対する研修等に加えて、当該児童・生徒への心情に配慮した対応、相談体制の充実を図っていきます。

(10) 様々な人権問題

これまでに明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げる問題が存在します。これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが大切です。

①原爆被爆者に関する問題

被爆県である長崎県独自の問題として、原爆被爆者の問題があります。現在、被爆者に対して、平成7年(1995年)に施行された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策が進められています。

しかし、原子爆弾が人体に及ぼす影響調査は進められていますが、遺伝的影響が解明されていないため、被爆者やその子どもたちが健康不安を抱くなどの課題も残されています。

原爆投下から70年以上が経過した現在、被爆者の高齢化が進行するとともに、若い世代の中では原爆被爆という歴史的事実そのものに対する認識が薄れつつあるとの指摘もあります。

「平和なくして人権は存在しない」という理念のもと、様々な場において、次代を担う世代に被爆体験を継承し、原爆の悲惨さと戦争の恐ろしさ、平和や命の大切さを引き継いでいくことが大切です。

②H I V感染者等

わが国においては、いわゆるエイズ予防法が平成元年(1989年)に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年(1999年)に施行され、エイズ患者の人権の保護がうたわれています。

エイズは感染する経路が限られており、感染した人と一緒にいても日常生活の中の接触で感染することはありません。

このため、広く正しい知識を身につける啓発活動を今後も進めていきます。

③ハンセン病患者等

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気で、「人に感染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、感染することは極めてまれで、治療薬の開発により現在では確実に治せる病気となっています。

しかしながら、病気に対する誤解や無理解が依然として社会の中に根強く残っており、ハンセン病に対する正しい知識と理解の啓発に今後とも努めます。

④刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のある噂の流布などの問題が起きています。

再犯性の高い麻薬や性犯罪者等の管理体制を関係機関と連携するとともに、刑を終えて出所した人などが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲や家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

このため、自立を援助する保護司や更生保護女性会など関係機関の活動を支援し、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動に努めます。

⑤災害等における人権

大規模な災害の発生に伴って長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合、避難所等においては、特に高齢者や障害のある人、乳幼児等に対する配慮が求められます。また、プライバシーの確保や女性及び子育てが必要な方のニーズに対応した設備や防犯体制の構築も必要です。

このため、市地域防災計画にもとづき各種機関との連携・役割分担を図りながら、災害等における人権に配慮した対策を講じていきます。

第5章 基本指針の推進体制

1 本市の推進体制

- (1) 本市は、行政、学校、企業、民間団体、NPO法人、家庭、地域などとの連携を図りながら、全庁体制で人権教育・啓発に取り組みます。
- (2) 第4章に掲げる個別課題の解決のために、それぞれの分野ごとに定めた個別計画や方針等に従って取り組みます。実施にあたっては、本基本指針の趣旨を踏まえ、常に検証しながら推進していくこととします。

2 国や県などの関係機関との連携

- (1) 国や県などの関係機関との連携を図りながら、本市の人権教育・啓発施策を推進します。
- (2) 人権啓発活動ネットワーク協議会などの関係機関との連携を密にし、人権に関する事業の効果的な推進を図ります。

3 基本指針の見直し

人権を取り巻く社会状況の変化、人権教育・啓発の現状を常に留意し、必要に応じた基本指針の見直しを行います。見直しにあたっては、関係部署のみならず、市民や有識者等の意見も広く反映されるよう十分に配慮するものとします。